

鳥栖市の誘致企業等への優遇措置

- (条件) ①下表の要件に該当していること（基準日：事業開始から1年を経過する日）
②市と進出協定及び環境保全協定を締結していること（着工前）
③市税を完納していること

1. 企業立地奨励金

★対象業種	要件		奨励金の内容	対象地域
製造業	新設	投下固定資産総額2億円以上 ★常時従業者10人以上	固定資産税相当額を3か年度交付 ■対象経費（A） ・建物（課税上「家屋」に分類されるもの） ・機械及び装置 ・土地（敷地のうち建物部分）	準工業地域 工業地域 工業専用地域 鳥栖西部工業団地 ※工場立地法に規定する特定工場含む
	増設	投下固定資産総額2億円以上		
	移転			
流通関連	新設	従業者50人以上	前年の 固定資産税相当額を 1か年度交付 （増設の場合、増設部分が対象）	GLP 鳥栖
	増設	新たな従業者が20人以上		
	移転	従業者20人以上		
ビジネス支援サービス業	新設	（コンタクトセンター） ★市内新規従業者20人以上 （バックオフィス） ★市内新規従業者10人以上 （IT企業ほか） 市内新規従業者3人以上	【事務所等を直接取得した場合】 ・取得費用の1/10を初年度交付 （限度額：1,500万円） ・ 固定資産税相当額（※A）を 3か年度交付 ※A：上記Aに加え「構築物」が対象。 「土地（敷地のうち建物部分）」が対象外。	市全域
	増設	上記に掲げる要件のほか、 拠点拡張を目的とした増床が 50㎡以上		
（上記業種） ★本社機能、支店	新設	★市内新規従業者10人以上	【事業所賃貸の場合】①・②の選択制 ① 事業所賃貸費用の1/2を 3か年度交付 （限度額：1,000万円） ② 固定資産税相当額（A）を 3か年度交付	

2. 雇用奨励金

該当する場合は「1. 企業立地奨励金」に上乗せ

製造業、流通関連	**市内新規常時従業者×20万円 （限度額：2,500万円）	左記要件の 従業者5名以上 ★配置転換者含む	1か年度交付
ビジネス支援サービス、本社機能・支店	*市内新規従業者×20万円 （限度額：2,500万円）		3か年度交付 ※ただし同一雇用者1回まで

- ★「常時従業者」はパート、アルバイト、派遣等を除く、正規の雇用契約に基づく正社員を指し、「市内新規従業者」は、市内に住所を有する従業員を指します。 ** 「市内新規常時従業者」はその両者に該当する従業者を指します。
- ★「本社機能」は、通常本社が有する経営企画、国際事業、総務、人事・研修、経理、広報、研究開発部門等の中枢機能、「支店」の場合は「本社機能に準ずる機能を有し、九州地方を中心に3県以上統括していること」を指します。
- ★「配置転換者」は、進出協定締結日以降に対象施設に係る労働者として異動した常時従業者で、市内に住所を有する者を指します。
- ・「雇用奨励金」における新規従業者は、市内居住を申請日まで継続している場合に交付します。